



賃金未払いはあったが清算したので コンプライアンス違反ではない！？

申21号繰り返される「労働時間の改ざんによる賃金未払い」に関する緊急申し入れ団体交渉報告②

速やかな対応をしていればこのような事態になっていない！

（組合）労働時間の改ざんによる賃金未払いであることを認めるべき。重く受け止めているならば対応は適切か？賃金未払いは、労働基準法 24 条に触れている。コンプライアンス違反である！！

（会社）賃金未払いを放置すればコンプライアンス違反であるが、速やかな対応をした。

当該社員に説明すれば対応は問題ないのか？
賃金未払いは当該社員だけの問題なのか？